

平成 18 年 5 月 1 日

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 殿

全国板硝子商厚生年金基金

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取り扱い(案)」
に対する意見

平成 18 年 3 月 16 日に公開・コメントの募集が行われた実務対応報告公開草案第 21 号の標記については、下記の理由にて反対いたします。

記

厚生年金基金の代行部分については、平成 16 年厚年法の改正により厚生年金基金が最低責任準備金を上回る部分の負担責任が生じないこととされました。従いまして、厚生年金基金に加入していない事業所とプラスアルファ一分以外は差が無くなりました。

このことから、代行部分を対象外とすべきです。もし、退職給付会計基準の対象とするのであれば最低責任準備金とすべきです。

以上